

## 制度概要

長崎県経営力強化保証制度(略称:県経営力強化)																																																			
目的	中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって県内の中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とする。																																																		
保証の対象(資格要件)	県内において事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者とする。																																																		
対象資金	事業計画の実施に必要な運転資金及び設備資金 ・借り換え可能な保証付きの既往借入金は県制度融資に限る ・セーフティネット保証5号(以下「SN5号」)利用は既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る県制度の借入金(留意事項参照)の借換えを含む場合に限る																																																		
保証条件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">保証限度額</td><td>5,000万円以内</td></tr> <tr> <td>保証期間</td><td>運転資金 5年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 7年以内 (うち据置 1年以内) ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内 (うち据置 1年以内)</td></tr> <tr> <td>返済方法</td><td>分割返済</td></tr> <tr> <td>保証形式</td><td>証書貸付、手形貸付</td></tr> <tr> <td>担保</td><td>必要に応じて徴求する</td></tr> <tr> <td>保証人</td><td>必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>年1.10%</td></tr> </table>	保証限度額	5,000万円以内	保証期間	運転資金 5年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 7年以内 (うち据置 1年以内) ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内 (うち据置 1年以内)	返済方法	分割返済	保証形式	証書貸付、手形貸付	担保	必要に応じて徴求する	保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要	貸付利率	年1.10%																																				
保証限度額	5,000万円以内																																																		
保証期間	運転資金 5年以内 (うち据置 1年以内) 設備資金 7年以内 (うち据置 1年以内) ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内 (うち据置 1年以内)																																																		
返済方法	分割返済																																																		
保証形式	証書貸付、手形貸付																																																		
担保	必要に応じて徴求する																																																		
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要																																																		
貸付利率	年1.10%																																																		
保証料率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">基準料率</td><td>通常の保証料率よりも1区分低い料率を適用する(⑨区分及び財務諸表がない場合を除く) ※下記保証料率補助参照 SN5号は年0.75%</td></tr> <tr> <td>適用料率</td><td>①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する(セーフティネット保証の場合は適用しない) ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する</td></tr> <tr> <td>保証料補助</td><td>基準料率が年0.80%以上の保証について年0.10%~0.55%、SN5号については年0.35%を県が補助する  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td>財務諸表なし</td></tr> <tr> <td>基準料率</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.45%</td><td>1.15%</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>0.55%</td><td>0.45%</td><td>0.35%</td><td>0.35%</td><td>0.25%</td><td>0.10%</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0.35%</td></tr> <tr> <td>事業者負担</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.75%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.45%</td><td>0.80%</td></tr> </table> </td></tr> </table>	基準料率	通常の保証料率よりも1区分低い料率を適用する(⑨区分及び財務諸表がない場合を除く) ※下記保証料率補助参照 SN5号は年0.75%	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する(セーフティネット保証の場合は適用しない) ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する	保証料補助	基準料率が年0.80%以上の保証について年0.10%~0.55%、SN5号については年0.35%を県が補助する <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td>財務諸表なし</td></tr> <tr> <td>基準料率</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.45%</td><td>1.15%</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>0.55%</td><td>0.45%</td><td>0.35%</td><td>0.35%</td><td>0.25%</td><td>0.10%</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0.35%</td></tr> <tr> <td>事業者負担</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.75%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.45%</td><td>0.80%</td></tr> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務諸表なし	基準料率	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%	1.15%	補助率	0.55%	0.45%	0.35%	0.35%	0.25%	0.10%	-	-	-	0.35%	事業者負担	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	0.45%	0.80%
基準料率	通常の保証料率よりも1区分低い料率を適用する(⑨区分及び財務諸表がない場合を除く) ※下記保証料率補助参照 SN5号は年0.75%																																																		
適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する(セーフティネット保証の場合は適用しない) ③保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する																																																		
保証料補助	基準料率が年0.80%以上の保証について年0.10%~0.55%、SN5号については年0.35%を県が補助する <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td><td>財務諸表なし</td></tr> <tr> <td>基準料率</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.45%</td><td>1.15%</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>0.55%</td><td>0.45%</td><td>0.35%</td><td>0.35%</td><td>0.25%</td><td>0.10%</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>0.35%</td></tr> <tr> <td>事業者負担</td><td>1.20%</td><td>1.10%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.75%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td><td>0.45%</td><td>0.80%</td></tr> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務諸表なし	基準料率	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%	1.15%	補助率	0.55%	0.45%	0.35%	0.35%	0.25%	0.10%	-	-	-	0.35%	事業者負担	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	0.45%	0.80%						
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	財務諸表なし																																									
基準料率	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	0.45%	1.15%																																									
補助率	0.55%	0.45%	0.35%	0.35%	0.25%	0.10%	-	-	-	0.35%																																									
事業者負担	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	0.45%	0.80%																																									
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象																																																		
取扱金融機関	商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、西海みづき信用組合、長崎三菱信用組合、福江信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合																																																		
添付書類	<p>①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ※複数の認定経営革新等支援機関が関与している場合は、それぞれに係る資格要件等届出書が必要 ②事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③SN5号については市町長の認定書 ④県税の納税証明書(未納がない旨のもの) ⑤その他保証協会が必要とする書類</p>																																																		
事業計画書	<p>事業行動計画書は以下の内容を満たす(または含む)必要がある</p> <p>①計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間(原則5事業年度が最長) ②申込人の経営に係る現況・課題(原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む)と課題を克服するための取組事項及び目標設定 ③申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果 ④上記取組等を踏まえた收支計画及び返済計画</p>																																																		
金融機関の責務	<p>①原則として四半期に一回、経営の状況の確認と、中小企業者から計画の実行状況等の報告を受けること ②金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、当初策定した当該計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うこと ③原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し中小企業者の本制度の利用状況、計画の実行状況、財務状況並びに金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を電子データで報告すること(同データの一部については、信用保証協会を経由して経済産業省に送付する)</p>																																																		
留意事項	<p>SN5号の借換対象となる既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金は下記の保証制度を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証(略称:コロナ)</li> <li>・長崎県緊急資金繰り支援資金(伴走支援)保証(略称:県伴走特別)</li> <li>・セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るもの)の認定に係る県制度融資</li> <li>・危機関連保証(新型コロナウイルス感染症に係るもの)の認定に係る県制度融資</li> <li>・セーフティネット保証5号認定を受け、令和2年2月から令和3年12月の間に保証申込受付し、かつ貸付実行された県制度融資</li> </ul>																																																		
実施日	令和6年12月2日 創設																																																		